

山梨県公報

第二千四百八十八号

平成二十七年

二月二十六日

木曜日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………一〇九

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一一九

○随意契約の相手方の決定について……………一一〇

○平成二十七年二級建築士試験の実施……………一一〇

○平成二十七年木造建築士試験の実施……………一一一

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一一二

告示

山梨県告示第四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定の年月日
平成二十七年二月二十六日
- 二 指定道路の位置
笛吹市御坂町夏目原字橋詰五百三十六番九
- 三 指定道路の幅員
最大五・三五メートル 最小五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
一〇一・三五メートル

山梨県告示第四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 指定の年月日
平成二十七年二月二十六日
- 二 指定道路の位置
笛吹市境川町三柵字川久保町百三十一番一
- 三 指定道路の幅員
六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
三一・九〇メートル

公告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人チルドリンやまなし
 - 2 代表者の氏名 古屋 利枝
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市御坂町八千蔵五百五番地八
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、子育て世代ママとその支援者に対して、自発的なコミュニケーション活動のサポート全般に関する事業を行い、自己実現、相互支援、相互認証および社会参画、消費者啓蒙に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十七年二月十九日から同年四月十八日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 総合的行政文書管理システム用サーバー機器等
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県総務部私学文書課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年二月十日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 株式会社J.E.C

- (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

- 五 契約金額 三千二百五十一万六千六百六十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 七 随意契約によることとした理由 再度の競争入札に付したが落札者がなかったため
(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号該当)

● 平成二十七年二級建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十七年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十七年二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

- 1 学科の試験

平成二十七年七月五日(日) 午前十時から午後五時十分まで

- 2 設計製図の試験

平成二十七年九月十三日(日) 午前十一時から午後四時まで
二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

- 1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を提出することができるもの

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等の別に案内する書類を提出することができる者

- (二) 受験申込み受付期間

平成二十七年三月十六日(月) から同月三十日(月) まで

- (三) 受験申込み方法

(四) の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成二十七年三月三十日までの消印のあるものに限る。)

- (四) 受験申込書の請求先及び提出先

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル

- 2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

- (一) 受験申込み受付期間及び時間
平成二十七年三月二十三日(月) 午前十時から同月三十日(月) 午後四時まで

- (二) 受験申込み方法

センターのホームページ (<http://www.jaetc.or.jp/>) において必要な事項を入力し、申し込むこと。

- 3 受付場所への持参による受験申込み

過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

(一) 受験申込み受付期間及び時間
平成二十七年四月九日(木)から同月十三日(月)までの毎日、午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先及び提出先

〒四〇〇―〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設業協同組合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十七年十二月三日(木)を予定している。なお、学科の試験については、同年八月二十五日(火)を予定している。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十七年六月十日(水)頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

2 詳細については、センター(電話〇三一六二六一―三三三〇)に問い合わせると。

● 平成二十七年木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十六年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十七年二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

1 学科の試験

平成二十七年七月二十六日(日) 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

平成二十七年十月十一日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出することができるもの

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等の別に案内する書類を提出することができる者

(二) 受験申込み受付期間

平成二十七年三月十六日(月)から同月三十日(月)まで

(三) 受験申込み方法

(四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成二十七年三月三十日までの消印のあるものに限る。)

(四) 受験申込書の請求先及び提出先

〒一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。) 本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に木造建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報についてあらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十七年三月二十三日(月) 午前十時から同月三十日(月) 午後四時まで

(二) 受験申込み方法

センターのホームページ(<http://www.jaetc.or.jp/>)において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に持参する方法により受験申込みを行うこと。

(一) 受験申込み受付期間及び時間

平成二十七年四月九日(木)から同月十三日(月)までの毎日、午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書の請求先及び提出先

〒四〇〇―〇〇三一 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設業協同組合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)

なお、受験申込書は、受験者本人が持参し、提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十七年十二月三日（木）を予定している。なお、学科の試験については、同年九月八日（火）を予定している。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十七年六月十日（水）頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

2 詳細については、センター（電話〇三―六二六一―三三三〇）に問い合わせると。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十七年二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字村前三四二の二、三四二の九、三四二の一、三四二の二、三四三の二、三四三の六、三四四の一、三四四の三、三四四の五、三四四の七、三四四の八、三五三の三及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町河東中島千六百七十七番地 有限会社山の都開発 代表取締役 塩 島俊郎